

自主防災組織結成の手引き

(令和5年4月改訂版)

野田市 市民生活部

防災安全課

目 次

1	なぜ自主防災組織が必要か	1
2	自主防災組織のつくり方	1
3	自主防災計画のつくり方	3
4	自主防災組織の平常時の活動	5
5	災害時の活動	8
6	自主防災組織整備育成事業	10

【資 料】

◆	「自主防災組織結成届」の様式	15
◆	「防災資機材の保管予定場所」の様式	16
◆	「自主防災組織代表者変更届」の様式	17
◆	自主防災組織規約の例	18
	＊結成届提出時に併せて自治会作成分の添付要件があります。	
◆	自主防災組織防災計画の例	20
	＊結成届提出時に併せて自治会作成分の添付要件があります。	
◆	自主防災組織と任務分担の例	23
	＊結成届提出時に併せて自治会作成分の添付要件があります。	

【別 紙】

- ◆自主防災組織等に対する補助金の制度内容変更のお知らせ

1 なぜ自主防災組織が必要か

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、多くの被害が発生し、多くの人命が犠牲となったなか救助された方々も多く、そのほとんどが家族や地域住民の救助活動によるものでした。

このように、災害時には地域で協力しあう活動が被害軽減につながることから、自助・共助の重要性が見直されました。

そこで、自主防災組織として日常から防災活動に取り組むことにより、災害発生時の初期活動から冷静かつ迅速に防災活動を実施することが期待できるため、全国的に自主防災組織が結成されています。

野田市では、大地震が発生した場合、市役所・消防署等が各防災機関や民間防災団体の協力を得て防災活動を行います。が、実際は次のような悪条件が重なって、防災活動が十分に出来ないことが予想されます。

- ・電話が不通となり、防災機関などへの通報が困難になる。
- ・地割れ等による道路の遮断や橋が落ちたり、建物が倒れたり、更に自動車が道路にあふれるなど交通が阻害される。
- ・多発的に火災が発生して消火活動が手薄になる。
- ・水道管が破損したり、停電により断水したり、貯水槽が壊れたりして消火活動が充分に行えなくなる。

そこで、このような状態が発生した時は、何よりもまず、災害と直面する市民の皆さんが自ら進んで、火災の発生防止・初期消火・けが人の救出救護・避難行動要支援者の方々を含めた避難誘導等を行い、被害の防止と軽減に努め、皆さんで地域を守っていただかなければなりません。

このような活動が個々バラバラでは、防災活動の効果があがりませんので、自治会長さんが中心となり、消防団員や消防団OBの方々と共に、体制作りについて話し合いを行い、最も活動できる「自主防災組織」を結成し、自治会ぐるみで活動することによって、その効果が高まります。

そして、この「自主防災組織」によって、日頃から大地震や洪水等の災害が発生した場合を想定した、地域ぐるみの防災訓練を積み重ねておくことが必要です。

2 自主防災組織のつくり方

自主防災組織が、その機能を十分に発揮して効果のあがる活動を続けるためには、その組織体制をしっかりとつくっておくことが必要です。

東日本大震災では、女性や子ども、高齢者、身体障がい者等への配慮などが課題となっていることから、女性視点も取り入れるために組織役員に女性が参画しやすい体制づくりをお願いします。

自主防災組織づくりにあたっての基本的な考え方としては、地震の発生時には、実際に十分な活動が出来る効果のある組織でなければなりません。

野田市では、近年の異常気象により、台風、豪雨、竜巻などの自然災害も多く発生しており、また、江戸川・利根川には含まれているための予測される災害、

がけ崩れの危険箇所、そして、技術の高度化の激しい工業関係事業所や危険物貯蔵所等の立地、更には、人口増に伴う住宅の密集化など災害の要因は数多く存在します。

自主防災組織づくりには、地域の皆さんが自分の地域の実情を踏まえて充分な話し合いを重ね、地域の実情にあった組織の編成をしていくことが大切です。

なお、自治会ごとに組織を結成していただいておりますが、複数の自治会で一つの組織を結成することもできます。

(1) 自主防災組織の範囲

まず、自主防災組織づくりにあたっては、基本的には現在ある自治会の組織を活かしてつくるのが、最も効果的であると考えます。

この場合、自治会の大小や規模によって異なりますが、出来上がった組織が活動しやすいようにするために、現在の班や組をそのまま数班・数組にまとめたりして、一つの「ブロック」形態をとり、それを組織作りの基本単位とします。

ブロックの構成は地震の発生時において、消火活動や救出活動が早く正確に出来る必要がありますので、日常生活での顔見知りや、話し合う機会の多い近所の人たちとし、1ブロック（以下「小ブロック」という。）は、概ね50世帯を基準としてつくるのが適当かと思えます。

そして、これを超える自治会では、小ブロックを幾つかつくり、更にもっと大きな組織では、幾つかの小ブロックを集めて、中ブロックや大ブロックをつくる方法も考えられます。

1ブロック50世帯の編成方法については、現在の自治会の班や組をそのまま幾つかまとめてつくりませんが、この場合、50世帯を超えても、超えなくても、構成者の連帯感があり、活動しやすければ50世帯にこだわることはありません。

また、商店街・高層団地などでは、街区や棟ごとにつくる方法もありますので、あくまでも地域の実情にそって、効果の上がるブロック編成が良いと思われれます。

(2) 自主防災組織の活動班の構成

自主防災組織づくりのための小ブロック分けができれば、各ブロックに、情報班・消火班・救出救護班・避難誘導班・給食給水班という「諸活動班」を編成します。

また、大きな自治会では、更に「本部班」を各大・中ブロック等の連絡調整機関として設けると、効果があがります。

(3) 班員の配置

小ブロック編成が出来ましたら、次に自治会員を諸活動班に配置します。全ての会員（世帯）が諸活動班の何れかに配置されますが、配置を行う場合、同

じ役割の班員が、小ブロック内の一つの班に片寄らないように注意します。

例えば、自治会の班員が8名としますと、全員が情報班や消火班になるということがないように、情報班員1名、給食給水班員1名…といったような配置にし、本部班員は、自治会長、副会長、防災担当役員等があたります。

(4) 自主防災組織の責任者など

- ① 自主防災組織に必要な責任者などは、皆さんが良く話し合って活動出来る方を選出する。
- ② 責任者は、指導系統を明確にするため、小・中・大ブロック別にそれぞれ皆さんで良く話し合って決めていく必要があります。

(5) 自主防災組織づくりの話し合い

自主防災組織が出来ても、活動の出来るものでなくてはなりません。最も活動できる組織づくりについて、意見の交換をしながら地域の実情にあった、より良い自主防災組織づくりにあたっていただきたいと思います。

(6) 昼夜別の自主防災組織

地震は、「いつ」発生するかわかりません。昼と夜とでは周囲の環境や条件も異なりますので、家族が出勤・登校などを行っている昼間の計画と、家族が自宅にいる夜間の計画とに分けて編成すると、更に実際的となります。

(7) 自主防災組織の規約作成

自主防災組織をスムーズに運営するためには、自主防災組織に関する基本的な事項についての規約を作成すると良いと思います。

規約例を挙げましたので、参考にしてください。

3 自主防災計画のつくり方

自主防災計画というのは、自分たちの地域を地震災害から守るために必要な対策をたて、みんなでどんな活動をするかを具体化した指標であるといえます。

計画は、それぞれの自治会の実情にあったようにつくりませんが、その内容は、日頃どんな対策を進め、また災害が発生した時にどのような活動をするかを出来る限り具体的に盛り込みます。

まず、計画に盛り込む項目と、その内容のあらましを例示しますと、大よそ次のようになります。

(1) 自主防災組織の編成と任務分担

地震発生初期における自主防災組織の活動内容と任務を定めます。

(2) 防災訓練の実施

震災時において、情報の収集伝達・消火活動・避難誘導活動などを、素早く

有効に実施できるようにするために行います。

防災訓練には次の二種類があります。

【単独訓練】 ・ ・ ・ ・ ・ 「一つの訓練」を行う場合です。

例えば、消火訓練だけを行う場合をいいます。

【総合訓練】 ・ ・ ・ ・ ・ 「全ての訓練」を合わせて行う場合をいいます。

例えば、消火訓練・避難訓練・救出救護訓練等を同時に合わせて行う場合です。

(3) 出火防止・初期消火対策

火災の発生が地震による被害を拡大させますので、先ず家庭における火気使用器具（石油ストーブ・ガス器具など）の火気の点検整備を含めた出火防止対策と、消火器・水バケツなどの設置についての初期消火対策に分けて定めます。

(4) 安否確認、情報の収集伝達対策

けが人や逃げ遅れた人がいないか、建物の倒壊などにより建物内に閉じ込められた人がいないかの確認を行う。また、地震による災害情報などを、どのような方法で、正確に、しかも素早く集め、自治会の人たちに伝えるかという対策です。

(5) 救出救護対策

地震で建物の下敷きになったり、落下物などで、けが人が発生した場合を考え、医薬品や救助用の資機材の準備、医療機関への連絡等の対策をたてます。

(6) 避難誘導対策

指定避難場所へ避難する場合の誘導方法、避難路等について対策をたてます。

特に、火災の拡大によって危険が生じ、市災害対策本部長（市長）から避難の指示がない場合であっても、自主的に避難することを防災計画の中に定めておく必要があります。

(7) 給食給水対策

市から配給される非常食・飲料水の配分及び各家庭から避難する際に持っていく食料等や炊き出しについての対策です。

(8) 防災知識の普及活動

自治会員の防災に関する知識を高めるため、自主防災組織・防災計画の内容・地震などの災害活動を普及する方法及び時期等について定めます。

次に、こうした項目を防災計画として、どのような形にまとめるかを別紙に例示しますが、まとめかたは色々な方法がありますので、皆さんで十分に話し合っ

4 自主防災組織の平常時の活動

震災などの災害が発生した時に、皆さんの自主防災組織が期待通りに活動して、災害の発生を防止し、被害を軽減するかどうかは、全て一人ひとりの防災意識にかかっています。

そのため、普段から防災計画に基づいて次のようなことを活動します。

(1) 防災知識の普及

地域の皆さんに対し、防災に関する知識の普及を図るためには、防災訓練や集会など、あらゆる機会をとらえて徹底します。

(2) 自治会内の安全点検

- ① 地震が発生した時に注意しなければならない危険物かどうか。
- ② 地震が発生した時に危険ながけはどこか。
- ③ 寝たきり老人や体の不自由な人がいる家庭はどこか。
- ④ 消防用の水利は完全に使用できるか。

※以上のような、地域の実情にあった安全点検活動を実施します。

(3) 訓練活動

「いつ」地震が発生しても、それに応じられるように日頃から訓練を行い、防災活動に必要な知識や技術を習得します。

【主な訓練活動の種類】

- ①防災訓練 ※以下の訓練項目を1つまたは複数を行う
 - ・初期消火訓練・・・消火器、バケツリレー等の知識と使用方法の習得。
 - ・安否確認訓練・・・安否の呼びかけや安否確認の報告、情報収集伝達を行う。
 - ・救出救護訓練・・・家屋が倒れたり、落下物にあたって怪我をした人の救出活動や応急手当の方法等についての知識・技術を身に付ける。
 - ・避難誘導訓練・・・一時避難場所から指定された避難場所まで早く、安全に避難させる。
 - ・避難者支援訓練・・・自主防災対策本部の設置や防災資機材の操作、給水・炊き出し等を行う。
- ②ながら防災訓練・・・自治会等の年間行事に併せて、上記①～⑤の訓練を行う。
- ③図上訓練・・・災害を想定し、地図を用いて地域の危険個所や避難行動等の確認（DIG）や、ゲーム形式で避難所運営の疑似体験（HUG）等を図上にて訓練を行う。
- ④避難所運営委員会活動・・・避難所運営委員会に参画し、避難所単位で避難所運営に関する協議、訓練等を行う。

【訓練の実施計画をたてる場合】

- ① 目的に応じた訓練計画をたてる。
- ② 正しい知識、技術を覚えるために、出来るだけ防災機関などに相談して指導を受ける。
- ③ 原則として、個別訓練で知識や技術を覚えた後に、総合訓練を実施する。
- ④ 訓練終了後、訓練検討会を開いて、今後における訓練のあり方について話し合いをする。
- ⑤ 訓練実施計画は、日時、場所、訓練種類、指導員、参加者、目的、災害発生時の想定、内容等について定める。

（４）火気使用設備器具等の点検整備

【火気使用設備器具の点検】

出火防止は、先ず石油ストーブ、ガス器具等の火気使用器具が故障なく使用され、また、その周囲が整理整頓されていることです。これらの使用火気器具は、毎月点検日を定めて、各家庭において点検整備を実施するよう習慣づける。石油ストーブは、対震自動消火装置付のストーブを使用する。

【可燃性物品の安全管理】

灯油、ベンジン、ガソリン、各種の石油系スプレー等の可燃性物品は、地震の揺れによって落下混合などを起こし、発火または引火して火災の発生原因となったりして火災を拡大させます。このため、可燃性の危険物については、毎月点検日を定めて忘れずに点検整備を実施するよう習慣づける。

【木造建物などの点検】

地震による建物の被害は、倒壊による被害だけでなく、倒れた時に火災が発生して、被害を更に拡大させる恐れがあるので、自分の家や塀などについて倒壊防止のための安全点検を行い認識しておく。その際には、建物の専門家に相談するのも良いと思います。

（５）防災用資機材などの整備・点検

自主防災組織が、地震災害発生時に素早く活動出来るようにするためには、活動に必要な資機材を普段から用意し、いつでも使用出来るように点検整備しておくことが必要です。

① 防災用資機材の整備

自主防災組織に必要な資機材は、一般に次のようなものがあげられます。

【消火活動】・・・消火器、水バケツ、消火砂等。

【応急救護活動】・・・担架、三角巾、救急医療薬品セット等。

【救出救護活動】・・・ロープ、スコップ、ツルハシ、ノコギリ、バール、ハンマー、チェーンソー、ジャッキ等。

【避難誘導活動】・・・避難誘導旗、メガホン、腕章、懐中電灯等。

【給食給水活動】・・・炊き出し用の鍋、釜、容器、燃料等。

② 防災用資機材などの点検

整備した資機材がいつでも使用できるようにするためには、定期点検日を定めて点検を実施します。

【有効期限のある物】・・・医薬品、消火器、乾電池、食品等。

【放置すると性能が落ちる物】・・・携帯発電機、小型動力ポンプ等。

【老朽化により破損する物】・・・担架、ホース、テント等。

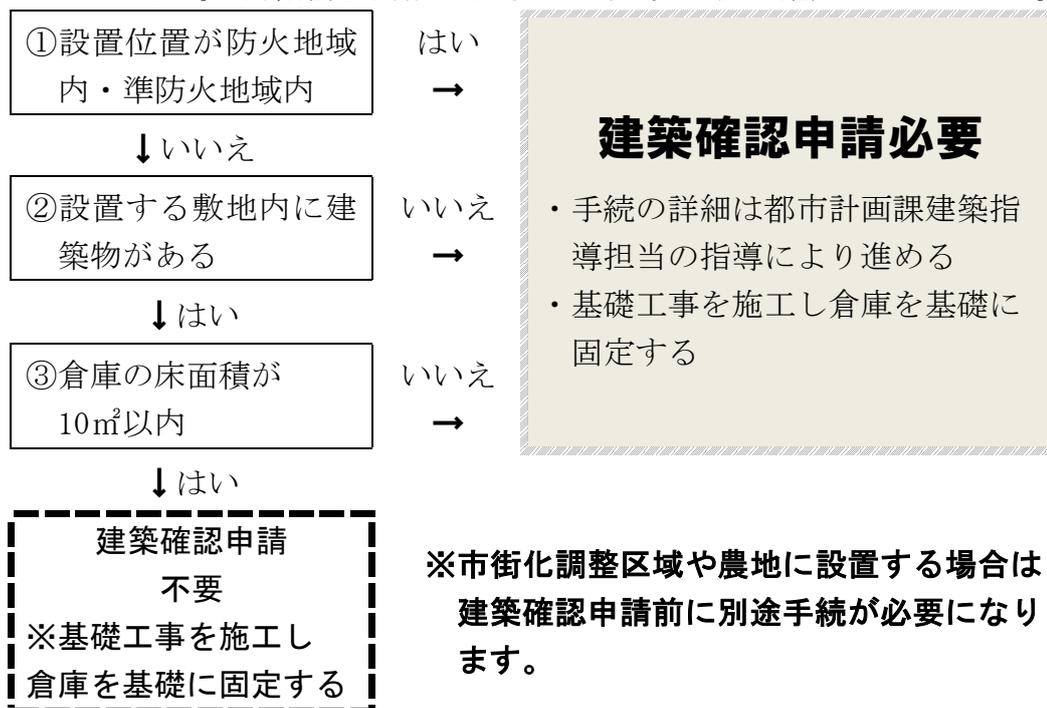
③ 防災用資機材などの保管

整備した資機材がいつでも使用できるように、既存の建物内や既存の倉庫、あるいは倉庫を新設するなど特定の場所に保管します。

物置やコンテナなどを倉庫として新たに設置し保管する場合は『防災資機材保管用の倉庫を建築する場合の手続』を確認してください。

倉庫は建築物です。設置には建築確認申請などの手続が必要になります。

なお、倉庫の奥行が1 m以内、又は高さが1.4 m以下であれば建築物ではないので建築確認申請は不要ですが、安全を考え、基礎を施工し倉庫を固定してください。建築確認申請の必要・不要は次の表で確認してください。



なお、倉庫には防災資機材以外の物品等を収納しないでください。また、倉庫の設置は原則地域内での設置をお願いいたします。

(6) 家庭の防災会議

家庭の防災会議では、地震が「いつ」発生しても、家族があわてず行動出来るようにするため、次のような事項について家族で話し合いをしておくこと非常に役立ちます。

① 地震の実例を話し合い、地震の知識を身につけておく。

- ② 地震三原則「身の安全を守る」「火の始末をする」「隣近所の助け合い」等を習得する。
- ③ 火気使用器具の点検整備の方法を覚える。
- ④ 避難場所への避難経路を確認しておく。
- ⑤ 家族が離れ離れになった時の避難した場所の連絡方法を確認しておく。

- ◆ガスの元栓を閉める人
- ◆石油ストーブ等の火を消す人
- ◆初期消火活動をする人
- ◆幼児や老人の避難誘導をする人
- ◆非常持出袋の中身を確認し、置き場所と持って行く人を決める。

以上の事項は、予め計画の中で決めておいた人が、留守の場合は、誰が臨機応変に活動出来るかを考えておくとい良いでしょう。

- ⑥ 地震・風水害等の災害ごとにマイ・タイムライン※を作成する。

※マイ・タイムライン

住民一人ひとりの防災行動計画であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするものです。自分自身の家族構成、生活環境を踏まえて準備を整え、慌てずに避難行動等ができる計画を立ててください。

5 災害時の活動

地震が発生した時は、その直後の自主防災組織の活動が、災害の軽減、防止に大きく影響を与えます。

特に、地震被害では二次災害としての火災が最も恐ろしいので、地震発生時の自主防災組織の活動としては、先ず地域を火災から守るための出火防止、初期消火等を中心に、次のような応急活動を実施します。

(1) 消火班の活動

地震が発生した場合、先ず火災の発生を防止し、もし火災が発生した場合は、拡大を防止するため、次のことを実施する。

- ① 火災が発生しないように、素早く各家庭に火の始末を呼びかける。
- ② 火災が発生してしまった場合は、大声で隣近所に応援を求めながら消火器を持ち寄り初期消火に努める。

(2) 避難誘導班の活動

- ① 火災が拡大したこと等により避難命令が出された場合には、混乱なく安全に避難出来るように注意しながら防災計画に定められた避難場所へ誘導する。
- ② 自主防災組織の責任者は地域の実情により予め自主防災組織が決めた「一時避難場所」に集まった後、地震の状況を見ながら正しい情報をもとに、指定避難場所までの安全な避難路を選んで避難させる。

- ③ 避難の時には、次のような事項に注意する。
- ・避難する時は、安全な身支度をして、避難に不必要な物は持ち出さない。
 - ・自分の自主防災組織の人達が間違わないようにするため、避難誘導旗を掲げて目印とする。
 - ・病人など一人歩きの出来ない人がいれば、皆さんが協力して応急担架等による搬送を行う。
 - ・避難には絶対に自動車を使用しない。

(3) 救出救護班の活動

- ① 建物やブロック塀の倒壊、がけ崩れ等により下敷きになった人が発生した時は、救出用資機材等を使用して、速やかに救出活動をする。
- ② 負傷者の救出が困難な場合は、防災機関に出動を依頼して活動に協力する。
- ③ 重傷者が発生した場合は、直ちに担架等を使用した応急救護又は病院等へ搬送する。

(4) 安否確認、情報収集の活動

- ① 情報班員はけが人や逃げ遅れた人がいないかの安否確認を行う。
- ② 出来るだけ早く地域内の被害状況や必要な情報を集め、自主防災本部へ連絡する。
- ③ 自主防災組織の責任者は、情報に基づき正しい判断を行い、消火班への指示、避難命令等を行う。
- ④ 地震が発生すると「デマが飛び、パニックや混乱」を起こすこともあるので、情報の伝達、指示は早く正確に実施する。

(5) 給食給水班の活動

- ① 各家庭や自主防災組織が保有している非常食等の配分や炊き出しを行う。
- ② 市から救援される非常食、飲料水等を受領して配分する。

(6) 避難所運営の活動

避難所には多数の自主防災組織・自治会等が避難してくるので、避難した皆さんが協力して避難所を運営する。

◆良い組織づくりのコツ

- ・楽しく参加出来ること。
- ・政治色や宗教色抜きであること。
- ・活動目標や内容が明確、適切であること。

6 自主防災組織整備育成事業

野田市では、自主防災組織を結成した際に、防災活動に必要な資機材等の整備及び防災活動に必要な経費について補助金を交付し、自主防災組織の育成及び防災体制の充実を図っています。

なお、令和5年度からは、自助・共助の取組を一層促進し、地域防災力の向上や自主防災組織の活性化を図るため、「(2) 自主防災組織等活動補助金」の交付対象や訓練項目等の見直しを行いました。

(1) 自主防災組織資機材等補助金

① 自主防災組織設立時

自主防災組織を結成後、会員（6月1日現在の自治会会員）の世帯数に応じて資機材等（P14 別紙参照）の補助金を交付しています。交付は1組織1回のみとなります（申請は、結成と同時でなくてもかまいません。）。

なお、組織の合併や分離等が生じたとしても補助対象とならず、なんらかの事由で組織が消滅し、再度結成する場合もその地域は補助対象となりません。

補助要望する資機材は次のことについて注意して選定してください。

- ・ 防災倉庫を補助金で購入する場合、原則、奥行が1m以内、又は高さが1.4m以下の倉庫をお願いします。また、購入に当たっては自主防災組織を構成する世帯数やそれによって必要となる資機材の数量について確認したうえで、防災倉庫の大きさを決定してください。
- ・ 防災倉庫設置に関わる諸費用（建築確認申請費用・基礎工事費用）を対象
- ・ 資機材は移動・持ち運びできる物であること
- ・ 消耗品、賞味期限、使用期限がある物は対象外
- ・ 数回の利用で消費される物は対象外
- ・ その他は防災担当へご確認下さい。

補助金は、費用の10割が対象ですが、上限額の計算方法は次のとおりです。

$20万円 + 1,800円 \times \text{組織世帯数（自治会会員世帯数）}$

※複数の自治会で一つの組織を結成する場合は、

$20万円 + 1,800円 \times \text{複数自治会合計世帯数（自治会会員世帯数）}$

② 設立後5年経過（資機材購入の補助金交付決定後）した自主防災組織

設立後5年を経過した自主防災組織に、資機材等の買い替えや修理などに、会員（6月1日現在の自治会会員）の世帯数に応じて資機材等の補助金を交付しています。交付は1組織1回のみとなります。

補助要望する内容は、購入の場合は①と同様ですが、その他の場合は防災担当にご確認ください。

補助金は、費用の5割が対象（自主防災組織が5割負担）ですが、上限額の計算方法は次のとおりです。

$10万円 + 900円 \times \text{組織世帯数（自治会会員世帯数）}$

※複数の自治会で一つの組織を結成する場合は、

10万円+900円×複数自治会合計世帯数（自治会会員世帯数）

※ 資機材を保管する防災倉庫は極力私有地へ設置してください。なお、防災倉庫を設置する際は**建築確認申請や基礎工事が必要**となります。

※一般財団法人自治総合センターの自主防災組織育成事業の助成を受けている場合には対象外となります。

（２）自主防災組織等活動補助金

自主防災組織または準自主防災組織※（以降、自主防災組織等とする）が行う地域の防災訓練や防災活動の運営・実施に対して、活動補助金を交付しています。

なお、交付する活動補助金は、「①運営に係る補助」と「②活動に係る補助」に分けて交付します。（詳細は、『自主防災組織等に対する補助金の制度内容変更のお知らせ』参照）

※準自主防災組織：自主防災組織として結成はしていないが、自治会等の単位で、防災活動を行う組織のことをいう。

①運営に係る補助 ※新設（令和5年度）

防災活動に関する会議や防災訓練の計画等を行う上で必要となる組織の運営費用を、「②活動に係る補助」のいずれかの活動を実施した自主防災組織・準自主防災組織を対象に、年度内に1回のみ交付します。

運営に係る補助の金額は、自主防災組織等の構成世帯数を基準として、その世帯数（毎年6月1日時点を基準）に合わせて以下の定額を補助します。

【運営に係る補助の補助額】

世帯数	補助額
～ 50世帯	5,000円
51～100世帯	10,000円
101～150世帯	15,000円
151～200世帯	20,000円
201～250世帯	25,000円

世帯数	補助額
251～300世帯	30,000円
301～350世帯	35,000円
351～400世帯	40,000円
401～450世帯	45,000円
451世帯～	50,000円

②活動に係る補助 ※変更・追加（令和5年度）

防災力強化のための各種防災訓練や避難所運営委員会活動等を行う上で必要となる組織の活動費用を、以下の各活動（ア～オ）を実施した自主防災組織・準自主防災組織を対象に、各活動に対してそれぞれ交付します。（各活動の内容含む詳細は、『自主防災組織等に対する補助金の制度内容変更のお知らせ』参照）

活動に関する補助の金額は、（ア）～（エ）の活動と、（オ）の活動とで算出方法等の方針が異なります。

（ア）～（エ）の活動については、自主防災組織または準自主防災組織に対し

て、各活動の基本額（参加者1人当たり）と参加人数を乗じた額を補助します。なお、年度内における補助する活動の回数は、（ア）と（イ）の活動は年度内に1人1回のみとし、（ウ）と（エ）の活動は年度内に複数回可能とします。また、活動時の参加人数の把握のため、各活動時に参加者を証する書類（任意様式）として「参加者名簿（氏名、住所、性別、年代が分かるもの）」を作成し、実績報告時に提出をお願いします。

（オ）の活動については、自主防災組織のみに対して、1回につき5,000円を年度内2回の活動を上限回数に補助します。

（ア）防災訓練 ※変更

初期消火、安否確認、救出救護、避難誘導又は避難者支援の防災訓練のうち、3種類以上の訓練を実施した場合に250円、2種類以下は200円を基本額とし、参加人数を乗じた額を補助します。（年度内に1人1回のみ）

- ・ 3種類以上実施 250円×訓練参加人数
- ・ 2種類以下実施 200円×訓練参加人数

（イ）ながら防災訓練 ※新設

防災訓練とは別に、自治会行事（総会、環境美化、運動会等の自治会の事業計画として総会で承認されている事業）に併せて、安否確認訓練・避難誘導訓練等を実施した場合に、100円を基本額とし、訓練に参加した人数を乗じた額を補助します。（年度内に1人1回のみ）

ただし、「（ア）防災訓練」と同時に実施した際のこの活動に関する補助は補助対象外となります（（ア）と別日に実施した場合には補助対象）。

（ウ）防災・減災に係る図上訓練 ※新設

HUG・DIG等の図上訓練を実施した場合に、300円を基本額とし、訓練に参加した人数を乗じた額を補助します。（年度内に複数回可）

（エ）避難所運営委員会活動 ※新設

災害に備え発災前に避難所運営委員会に参画し、避難所単位で避難所運営に関する協議、訓練等を実施した場合に、250円を基本額とし、活動に参加した人数を乗じた額を補助します。（年度内に複数回可）

（オ）自主防災組織による資機材等の点検

自主防災組織で管理する資機材等の点検を実施した場合に、自主防災組織の規模に関わらず1回の活動で5,000円を補助します。なお、本活動の補助は自主防災組織のみ対象となります。（年度内に2回まで可）

※自主防災組織等活動補助金の交付について（補足）

自主防災組織等活動補助金については、1つの自主防災組織等が1年間で実施する防災の活動を計画して防災安全課へ補助金の申請を行って下さい。なお、補助金の交付は各年度1回限りとなります。1年間の活動終了後、全ての補助金を合算した金額を防災安全課へ請求して下さい。

詳細な交付手続きの流れは以下となります。

- ①自主防災組織や準自主防災組織（以下、自主防災組織等という）が1年間で実施する防災の訓練を計画する。
※訓練内容、訓練場所、訓練参加予定人数などを計画してください。
- ②防災安全課へ補助金交付申請書（第9号様式）を提出する。
※1年間の訓練計画が分かる書類をお持ちください。（例：自治会の総会資料、自主防災組織の活動計画書等）
- ③様々な防災訓練を実施する。（訓練ごとに参加者名簿を作成してください）
※訓練項目が変更となった場合、補助金変更交付申請（第11号様式）を防災安全課へ提出する必要があります。防災安全課までご相談ください。
※参加（予定）人数のみ変更する場合、補助金変更交付申請（第11号様式）を提出する必要はありません。
- ④1年間で防災の訓練が全て終了したら、訓練結果を防災安全課に報告する。（第13号様式）
※訓練の参加者名簿を忘れずにお持ちください。
- ⑤額の確定後、防災安全課に請求書（第15号様式）を提出する。
※請求書に代表者の押印と振込先の通帳等の写しを忘れずにお持ちください。
- ⑥指定の金融機関口座に振込されるため、確認をしてください。

別紙

自主防災組織資機材等補助金対象品目一覧

区分	資機材品目
初期消火	消火器、消火器格納庫、消火器具、水バケツ その他消火に用いる用具
安否確認・情報収集	無線機、ラジオ、モバイル充電器 その他安否確認・情報収集に用いる用具
救出救護	バール、ジャッキ、のこぎり、スコップ、ハンマー チェーンソー、はしご、工具類、AED、担架 三角巾、救急箱（中身除く）、毛布、テント その他救出救護に用いる用具
避難誘導	リヤカー、メガホン、車椅子、避難誘導旗 腕章、ベスト、トラロープ、投光機、発電機 コードリール、懐中電灯 その他避難誘導に用いる用具
避難者支援	鍋、釜類、炊飯セット、食器、調理器具、水タンク カセットコンロ、ガスバーナー、簡易トイレ その他避難者支援に用いる用具
その他	ヘルメット、ブルーシート
倉庫	防災倉庫（設置に伴う手続費用、基礎工事費用も含む） 原則奥行1m以内、又は高さ1.4m以下
対象外	食料、水、消耗品、燃料、使用期限のあるもの 送料、手数料等（倉庫に関する経費は対象） 中古品

自 主 防 災 組 織 結 成 届

年 月 日

(宛先) 野田市長

自治会名

会長名

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

自主防災組織名	
ふりがな 代表者名	
代表者名住所	
電話番号	
自主防災組織 会員世帯数	
自主防災組織 設立の経緯	例) ●●年●●月●●日の●●自治会総会にて自主防災 組織設立を決議。出席者●名。

※添付書類

- (1) 自主防災組織規約
- (2) 自主防災組織防災計画
- (3) 組織及び任務分担
- (4) 設立を決議した総会等の資料

(宛先) 野田市長

自主防災組織名

代表者

自主防災組織の資機材保管（予定）場所

自主防災組織の資機材を下記のとおり保管（予定）いたします。

- 1 保管方法
 - ・自治会所有の倉庫に保管
 - ・倉庫（物置・コンテナ等）を新設し保管
 - ・その他（)
 - ・倉庫の規格
 - （高さ） . c m
 - （幅） . c m
 - （奥行） . c m
- 2 所在地 野田市
※極力地域内の私有地で保管をお願いします
- 3 現在の用途
例：自治会館敷地内、神社敷地内等（地権者と要協議済のこと）
- 4 土地所有者の承諾 書面手続済 ・ 口頭の承諾
- 5 添付書類 ・ 保管（予定）場所の位置図
- 6 その他
 - ・物置やコンテナ等も建築物であり、必要に応じて建築確認申請や基礎工事をして固定する。
 - ・今後、資機材の保管場所を変更（新設、増設、移設、撤去等）する場合、市へ報告する。
 - ・倉庫には防災資機材以外の物品等を収納しない。

自主防災組織代表者変更届

年 月 日

(宛先) 野田市長

自主防災組織名

代表者

自主防災組織の代表者が変更になりましたので、下記のとおり届出します。

記

・代表者

旧代表者氏名		
新 代 表 者	ふりがな 氏 名	
	住 所	
	電話番号	
	変 更 日	年 月 日

《参考》〇〇自治会防災会規約

(名称及び事務所の所在地)

第1条 本会は、〇〇自治会防災会と称し、事務所は、〇〇に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震などの災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- (1) 地震などの災害知識の普及に関すること。
- (2) 地震などの災害に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震などの発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導などの応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材などの備蓄に関すること。
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第4条 本会は、〇〇自治会にある世帯をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|---------|-----|---------|-----|
| (1) 会 長 | 1 人 | (2) 副会長 | 2 人 |
| (3) 幹 事 | 若干名 | (4) 監査役 | 2 人 |

2 役員は、会員の互選により、任期は1年とする。但し、再任することができる。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を統括し、地震等の災害発生時における応急活動の指揮命令を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を補佐する。
- 3 その他の役員は、各ブロックを掌握し不測の事態に備える。
- 4 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第7条 本会に総会及び幹事会を置く。

(総会)

第8条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。但し、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は会長が招集し、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。

- (3) 事業計画に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) その他、会長が特に必要と認めた事。
- 4 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第9条 幹事会は、会長、副会長及び幹事によって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する事案。
- (2) 総会により委任された事案。
- (3) その他、幹事会が特に必要と認めた事案。

(防災計画)

第10条 本会は、地震などの災害による被害の防止及び軽減を図るため防災計画を作成する。

2 防災計画は次の事項について定める。

- (1) 地震などの災害の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 地震などの災害の発生における情報の収集、伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関する事。
- (5) その他、必要な事項。

(会費)

第11条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第12条 本会の運営に要する経費は、会費、その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第14条 会計監査は、毎年1回、監査役が行う。但し、必要があるときは臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、 年 月 日から実施する。

《参考》〇〇自治会防災会防災計画

1 目的

この計画は、〇〇自治会防災会の防災活動に必要な事項を定め、地震などの災害による生命や財産の被害の発生と拡大を防ぐことを目的とする。

2 計画の内容

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- ② 防災訓練の実施に関する事。
- ③ 情報の収集、伝達に関する事。
- ④ 出火の防止、初期消火に関する事。
- ⑤ 救出救護に関する事。
- ⑥ 避難誘導に関する事。
- ⑦ 給食給水に関する事。
- ⑧ 防災知識の普及に関する事。

3 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、別表のとおり防災組織を編成する。

4 訓練活動

大地震などの災害の発生に備えて、防災活動に必要な知識や技術を訓練を通して習得する。

(1) 訓練の種類

①防災訓練

- ・初期消火訓練
- ・安否確認訓練
- ・救出救護訓練
- ・避難誘導訓練
- ・給食給水訓練

②ながら防災訓練

③防災・減災に係る図上訓練

④避難所運営委員会活動

(2) 訓練の回数

- ・単独訓練は年2回以上、総合訓練（各訓練を組み合わせて総合的に実施する訓練）は年1回以上。

5 出火防止及び初期消火

次により、出火防止と初期消火の徹底を図る。

(1) 出火防止（各家庭での定期的な点検）

- ・火気使用器具（石油ストーブ、ガス器具など）の整備と、その周辺の落下物及び倒壊物の整理をする。
- ・対震自動消火装置付石油ストーブを使用する。
- ・灯油、ベンジン等の危険物類の安全管理をする。
- ・その他、建物等の落下、倒壊危険個所の確認をする。

(2) 初期消火

- ・家庭には、消火器、水バケツ等の設置をする。
- ・自主防災組織には、初期消火器具の設置をする。
- ・消火栓、防火貯水槽、池等の消防水利のある場所の確認を行う。

6 安否確認、情報収集伝達対策

(1) 安否確認対策

けが人や逃げ遅れた人がいないか、建物の倒壊などにより建物内に閉じ込められた人がいないかの確認を行う。

(2) 情報の収集伝達対策

災害情報の収集伝達は、情報は地域内の災害発生状況を避難場所に伝え、避難場所等からの情報を自治会の会員に伝える。

7 救出救護対策

(1) 救出救護活動

震災等によって、けが人や病人等が発生した時は、自主防災組織や各家庭等で備えている医薬品や資機材を使って救出救護活動をする。

(2) 医療機関への連絡

救出救護班は、けが人が応急手当では無理な場合は、医師会が設置する救護所にけが人を搬送する。災害の状況によっては、付近の病院、医院の活用も考える。

(3) 防災機関の出動要請

地震等によって発生した負傷者の救出救護が困難な場合には、地域の支部連絡所に通報し、防災機関などに出動を求める。

8 避難対策

(1) 避難の指示

- ・市災害対策本部長（市長）からの避難の指示が発令された時、自主防災組織の責任者は、避難誘導班に対して避難誘導の指示を行う。
- ・市災害対策本部長（市長）からの避難の指示がない場合でも、火災が拡大し、危険が迫っており、自主防災組織で避難の必要があると判断した場合

は、自主的に判断避難する。但し、避難した場合、その旨を地域の支部連絡所に報告する。

(2) 避難誘導

- ・避難誘導班は、避難の指示に従い会員を指定避難場所へ避難させる。また、地域の実情によっては予め自主防災組織で定めた「一時避難場所」に集まった後、周囲の災害発生状況に注意しながら、判断を誤らないよう、早めに指定避難場所へ避難する。避難する誘導にあたっては、メガホンやロープ等を用いて人員を確かめ誘導旗を目印にして避難する。
- ・隣近所で避難行動要支援者の方々と、平常時から連絡を密にし、災害発生時にはいち早く避難活動を行う。
- ・避難場所での生存確認を行う。

(3) 避難路の確認

自治会の各地域から一時避難場所及び指定避難場所までの避難路を、二つ以上予め決めておき、日頃から歩いて確かめておく。

- ◆避難路・・・〇〇公園へ一時避難し、〇〇通りから指定場所（〇〇小学校）もし、〇〇通りが通行不通の場合は〇〇通りとする。

9 給食給水対策

- (1) 各家庭で、3日分以上の食料、飲料水等を備蓄し、避難所で活用する。
- (2) 給食給水班は、市から配布を受けた非常食、飲料水等の食料の配分や炊き出しをする。
- (3) 地元及び避難所周辺にある災害時協力井戸の所在を把握しておく。

10 防災知識の普及活動

会員の防災知識を高めるために、次の普及活動を行う。

(1) 普及活動

- ・防災組織及び防災計画に関すること。
- ・地震、火災、水害等の知識に関すること。
- ・地域の地形や施設等に関すること。
- ・家庭の防災知識に関すること。

(2) 普及の方法

- ・広報誌、パンフレット、ポスター等。
- ・防災訓練、講演会、座談会、映画会等。

(3) 普及の時期

- ・毎年9月1日の「防災の日」等
- ・春と秋の火災予防運動
- ・随時、計画をたて防災機関の指導を受けて実施する。

《参考》〇〇自治会防災会の組織と任務分担

